

日本国国土交通省とラオス人民民主共和国公共事業・運輸省との間の 道路分野に関する協力に係る覚書（仮訳）

日本国国土交通省とラオス人民民主共和国公共事業・運輸省は、円滑で効果的な方法で道路分野における協力関係を継続し、かつ深めることを希求し、両当事者間の平等及び互惠主義に基づいて協力を遂行する。

両省は、国内法令に従い、かつ毎年の予算の範囲内で、両省の権限の範囲内で道路に関する全ての分野で協力することを決定した。

1. 協力の方法

協力の方法は以下の項目が含まれる。

- (1) ワークショップ等の開催を通じた両省での情報交換（道路関連法令、道路の建設、運営・維持管理の基準等）。両省は、必要と認められる場合には地方自治体及び民間部門の代表者を招聘することができる。
- (2) 専門家や技術者の相互派遣による調査研究

2. 協力の内容

両省間の道路分野における協力の項目は下記事項を含む。

- (1) 道路の整備、運営、維持管理に関する計画、手法、組織体制、財源及び実施体制（官民連携型（PPP、BOT等）によるものを含む）。
- (2) 道路の整備、運営、維持管理、品質確保、交通安全に関する技術基準及び新技術（大規模構造物や地盤対策に関する事項を含む）。
- (3) 高度交通システム（ITS）等、道路交通の管理・運営等のために用いられる新技術。

3. 開始、修正及び終了

覚書に基づく協力は、署名された日から開始する。覚書は、両者の書面による同意により修正又は終了することができる。

2013年9月18日にビエンチャンにて、英語により各々2通を作成した。

日本国国土交通省を代表して

ラオス人民民主共和国公共事業・運輸省を代表して

赤澤 亮正
国土交通大臣政務官

コウニヴォン・ラッタナマニー
公共事業・運輸副大臣